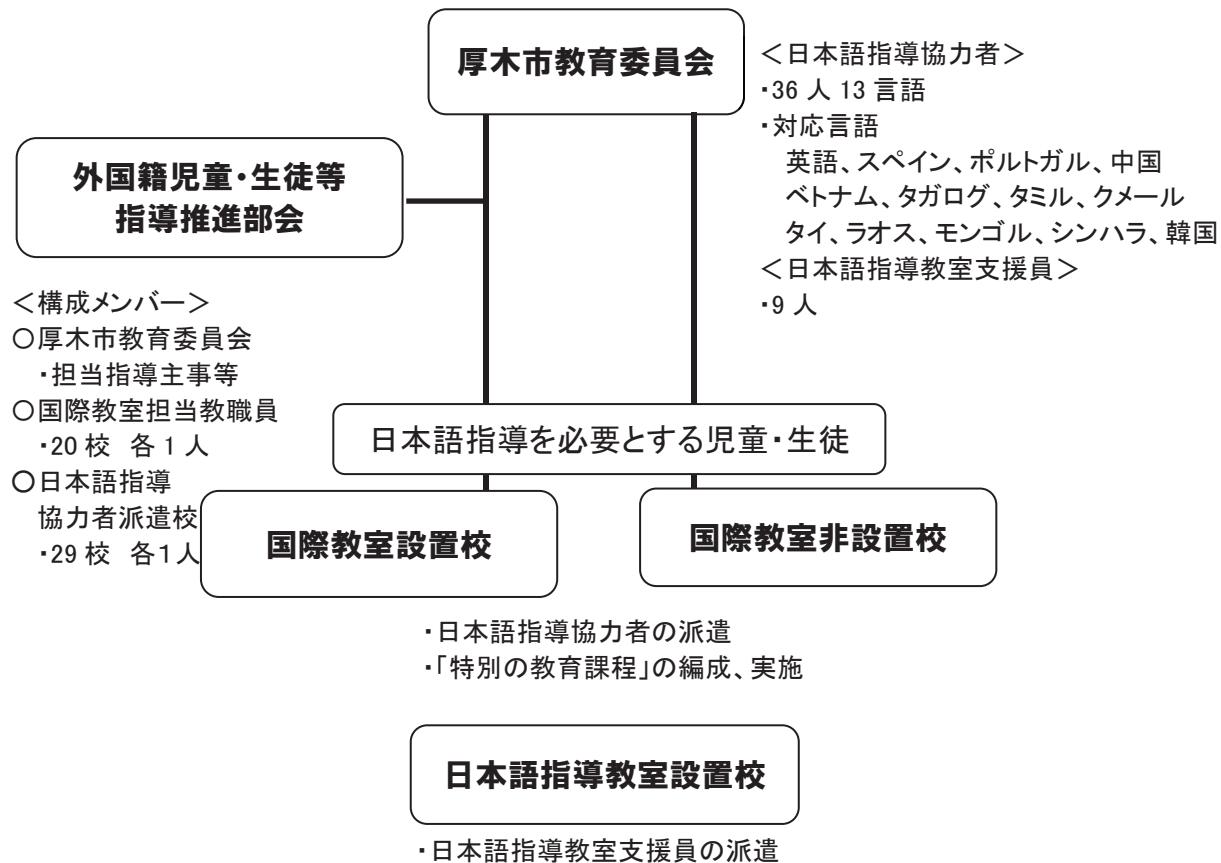


令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 厚木市 】

令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

■ 外国籍児童・生徒等指導推進部会

○第1回 令和5年4月24日(月)

- ・対象：国際教室設置校、日本語指導協力者派遣校の担当
- ・講義「外国につながりのある児童・生徒への支援について」
- ・実践発表
 - 【テーマ1】日本語指導協力者の効果的な活用に向けて
 - 【テーマ2】効果的な国際教室の活用のための工夫について
- ・事務説明
- ・中学校区にてグループ協議及び情報提供

○第2回 令和5年8月7日(月)

- ・対象：国際教室設置校、日本語指導協力者派遣校の担当
- ・講義「外国につながりのある児童・生徒への日本語指導とアセスメントについて」

～各学校における日本語指導とその見取り 等～

東京外国語大学 大学院国際日本学研究院 菅長 理恵 教授

- ・中学校区にてグループ協議及び情報提供

(2)学校における指導体制の構築

○国際教室の設置

- ・日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒が5人以上在籍する場合、国際教室設を設置し、1人の教員が加配される。在籍人数が20名以上の場合には原則2人の教員が加配される。
- ・国際教室担当教員は、「特別の教育課程」の編成や日本語指導協力者の派遣計画、在籍学級担任との連絡調整等、コーディネーター的役割を担う。
- ・国際教室担当教員は、年間2回の外国籍児童・生徒等指導推進部会に出席し、研修や協議、情報共有等を通して、各学校の支援体制の充実に努める。

○国際教室非設置校

- ・国際教室の設置がない学校のうち、日本語指導協力者等の支援が必要な児童・生徒がいる場合は、校内に日本語指導協力者派遣担当教員を配置し、「特別の教育課程」の編成や日本語指導協力者の派遣計画、在籍学級担任との連絡調整等、コーディネーター的役割を担う。
- ・日本語指導協力者派遣担当教員は、年間2回の外国籍児童・生徒等指導推進部会に出席し、研修や協議、情報共有等を通して、各学校の支援体制の強化に努める。

○教育相談コーディネーター及びインクルーシブ教育推進部会担当教員との連携

- ・教育相談コーディネーター及びインクルーシブ教育推進部会担当教員とも連携しながら、共生社会に向けた取組を推進する。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

○外国籍児童・生徒等指導推進部会の中で説明や進捗状況の確認等を行う。

4月：「特別の教育課程」、「教育支援計画」の編成と実施についての説明

8月：個別の指導計画に基づいた指導実践の確認

3月：個別の指導に対する評価・報告

(4)成果の普及

- ・教育委員会主催の担当者会等で取組の報告及び情報交換を実施した。

- ・各学校の状況や取組について、県担当者会等で情報提供した。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

■日本語指導協力者の派遣

- ・教育課程内の時間における個別指導にあたる支援員。
- ・指導内容は、日本語の基礎的な読み書き及び日本語の会話の指導、生活適応指導、家庭との連絡指導等
- ・13言語 36人
- ・対応言語 英語、スペイン、ポルトガル、中国、ベトナム、タガログ、タミル、クメール、タイ、ラオス、モンゴル、シンハラ、韓国
- ・小学校19校 中学校10校 計29校へ派遣 対象児童・生徒 293人 累計6,400時間(予定)

■日本語指導教室支援員の派遣

- ・授業日及び長期休業中の教育課程外の時間に日本語指導及び学習支援を行う支援員。
- ・学習内容は、日本語の基礎的な読み書き、会話の指導、教科指導の補習、生活適応指導、教育相談
- ・小学校6校、中学校1校に設置 週1回 1時間程度 各校2人から3人程度派遣

・通室児童数 60人

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

【成果】

- ・外国につながりのある児童・生徒への対応について、事務手続きや指導・支援等の情報共有を図ることができた。
- ・日本語指導を実施する上での指導の在り方や指導方法、DLA の活用や評価等について理解を深めることができた。

【課題】

- ・多様な国籍の児童・生徒、保護者と関わる中で、各家庭の日本語習得や日本文化への順応についての考え方、日本で生活していく上で方向性などが違っており、家庭の協力が得られないことも多いため、多人数の児童・生徒の対応が難しくなっている。よりよい対応ができるような情報交換や講義等を考えていいく。
- ・児童・生徒が使用する言語に合わせた協力者の派遣を行っているが、どの程度のレベルまで母語の支援をしていくべきか難しい。ある程度日本語が分かるようになった児童・生徒には、言語に関わらず個別支援できる体制を構築していくことも視野に入れた協議会の実施を考えていく。

(2) 学校における指導体制の構築

【成果】

- ・国際教室の設置により、多様な外国につながりのある児童・生徒への支援をきめ細かに行うことができた。また、国際教室担当教諭による日本語指導協力者の計画的かつ効果的な活用が進められた。

【課題】

- ・外国につながりのある児童・生徒の増加に伴い、国際教室担当教諭の役割がとても大きくなってしまい、効果的な支援につながっているが、その反面、国際教室非設置校における支援が十分に行き渡らない場面も見られる。
- ・学年途中に新規で国外から転入してくる児童・生徒が増加しており、親子ともに日本語が分からぬケースも多くみられるため、初期の日本語指導についてのシステム作りを研究する必要があると考える。
- ・学校において担当の教職員だけでなく、学校全体で外国につながりのある児童・生徒への指導・支援を進めていく意識を高めていくことで、より効果的な取組としていく。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

【成果】

- ・「特別の教育課程」を編成することにより、児童・生徒一人一人の状況を把握し、個に応じた指導・支援を計画的に行うことができた。
- ・個別の教育的ニーズをつかみ、児童・生徒の実態に応じた日本語指導協力者の派遣を行うことができた。

【課題】

- ・学校全体で情報を共有し、日本語指導を必要とするすべての児童・生徒について「特別の教育課程」及び「個別支援計画」を編成し、十分な支援が行き渡るような環境づくりの意識を高めていくことが大切である。
- ・個別の指導において、適切なアセスメントの実施と指導段階の判断に基づいた指導計画等の作成をいかに行っていくか。

(4) 成果の普及**【成果】**

- ・各学校によって児童・生徒や指導・支援の状況が異なっているため、他校の実践等を参考にすることで、自校での指導・支援に生かすことができた。

【課題】

- ・担当者の入れ替わりが比較的多いため、情報が単年度やその場で途切れてしまうケースも見られる。各学校での情報共有を充実させ、持続的な体制の構築が必要である。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣**【成果】**

- ・日本語指導協力者の支援により、日本語の習得ができていない児童・生徒の基礎的な読み書きや会話、個に応じた教科学習を行うことができ、充実した学校生活につなげることができている。
- ・日本語指導教室では、日本語の習得だけでなく、個々の学習課題や教科学習の補習、日本文化との触れ合いなど、多岐に渡った活動を行い、学校生活を含めた日本での生活を支える役割を果たした。

【課題】

- ・児童・生徒の使用言語は幅広く、日本語指導協力者を派遣できない言語もあるため、地域や関係機関等と連携を図り、協力者の確保に努める。
- ・日本語の習得については、学校の授業時間あるいは日本語指導協力者のいる週1~2時間だけでは難しく、家庭の協力も欠かすことはできないため、計画的な授業を進めるとともに、家庭との情報共有を図り、連携して指導・支援にあたる。
- ・日本語指導教室は、放課後に実施しているが、当該校の児童・生徒しか利用できない。また、下校時の安全に配慮するため、高学年の下校に合わせた時間設定となり、低学年の児童・生徒のみの利用となる。したがって、限られた児童・生徒のみが支援を受けることができる形となっている。

本事業で対応した児童・生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	(人園)	226人 (19校)	67人 (10校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		226人 (19校)	67人 (10校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・個別の指導における、適切なアセスメントの実施と指導内容等についての研究
- ・各学校の国際教室間の連携及び国際教室非設置校の支援の在り方の検討
- ・言語の多様化、支援を必要とする児童・生徒の人数の増加等に対応するための日本語指導協力者の確保